

件名	5陳情第6号 指定管理者を行政庁とする指定管理者設置条例の制定を求める陳情
<p>【趣旨】 貴職に対して、指定管理者を行政庁とする設置規定の条例制定を求める。</p> <p>【原因】</p> <p>1 貴殿を長とする普通地方公共団体には、同団体が設置する「公の施設」がある。</p> <p>2 地方自治法第244条に、次の規定がある。 【地方自治法第244条（公の施設） 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。</p> <p>2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。</p> <p>3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>3 地方自治法第244条の四に、次の規定がある。 【地方自治法第244条の四（公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求） 普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。】</p> <p>【理由】</p> <p>1 貴自治体において、「指定管理者」が指定されていないながら、その設置規定が存在しない。</p> <p>2 地方自治法第244条の四の規定は、「普通地方公共団体の長以外の機関」として、「行政庁」としての指定管理者の設置を前提としており、設置規定の不存在は、不作為の違法である。</p>	

※原文のまま掲載しています。